

公益社団法人豊島法人会 女性部会規約

(名称)

第1条 公益社団法人豊島法人会女性部会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、公益社団法人豊島法人会事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会は、法人会の理念に則り、円滑な税務行政の確立に寄与し、会員相互の親睦を図り、企業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(組織及び資格)

第4条 本会は、公益社団法人豊島法人会（以下「法人会」という。）定款第36条に規定する部会として組織するものであって、法人会員のうち、女性の経営者および経営参画者（将来経営に参画する女性も含む）で本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(入会及び退会)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の手続きにより、入会することができる。
2 本会を退会しようとする者は、所定の手続きにより、任意に退会することができる。
3 本会員の所属する法人が、法人会会員の資格を失ったときは、退会したものとみなす。

(事業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 税務、経営一般にわたって、女性の果たす分野についての各種講習会、研修会
(2) 会員相互の啓発と親睦を図るための事業
(3) 法人会の行う各種事業への参画及び推進
(4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。
部会長 1名
副部会長 3名以上5名以内
会計監査 2名
幹事 20名以内（うち会計1名以上）

(役員を選任)

第8条 前条の役員は、本会役員会において、部会長、副部会長、会計監査を会員の中から選任する。
2 幹事は部会長の推薦とする。

(役員職務)

第9条 部会長は、会務を総理し、本会を代表して法人会役員会に出席するものとする。
2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これを代理する。
3 会計は、本会の会計事務を処理する。
4 幹事は、本会の運営を協議、執行する。
5 会計監査は、会計処理が適正に行われたかを監査する。

(相談役、顧問及び参与)

第10条 相談役、顧問及び参与を若干名置くことができる。
2 相談役、顧問及び参与は、役員会の推薦により、部会長がこれを委嘱する。
3 相談役、顧問及び参与は、運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
3 やむを得ない事情により役員を退任する場合は、役員会の承認をもって決定する。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合には、役員会の決議により除名することができる。
(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
(2) 本会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に役員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員解任)

第13条 本会の役員にふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総役員過半数の同意によりその役員を解任することができる。

(会議の種類及び招集)

第14条 会議は、役員会とし、部会長がこれを招集し、議長となる。

(会議議決)

第15条 役員会は、役員過半数が出席し、出席者の過半数の同意を得て議決するものとし、可否同数のときは、議長が決定する。

(負担金)

第16条 本会員は負担金を支払わなければならない。
2 負担金は年額3,000円とする。

- 3 部会長は必要に応じて、臨時の負担金を徴収できるものとする。
- 4 事業年度の中途において、入会した場合は、年額を徴収する。但し、事業年度開始日より6箇月が経過した場合、年額の半額を徴収する。
- 5 事業年度の中途において、退会した場合は、既納の負担金は原則としてこれを返還しない。

(経費)

第17条 本会の経費は、前条に定める負担金及び法人会の部会事業費ならびに、臨時負担金をもってこれに充てる。

(収支予算決算等)

第18条 本会の収入、支出に関する予算及び決算書は、事業計画及び事業報告書とともに法人会に報告し、法人会理事会の承認を得なければならない。

- 2 承認を得た本会の収入、支出に関する予算及び決算書は、事業計画及び事業報告書とともに、本会員に年次報告会で報告するか、または文書で報告をしなければならない。

(事業年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

(改廃)

第20条 この規約を改廃するときは、法人会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(改正)

平成27年5月8日改正（平成27年度第1回理事会議決）